

意見書案 (令和元年11月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	2大臣の公職選挙法違反疑惑と公職選挙法や政治資金規正法違反の疑いもある「桜を見る会」私物化疑惑の真相究明を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	大学入試への民間英語試験と国語と数学の「記述式問題」導入の中止を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	公立学校教員給与特別措置法の改正中止を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書(案)	公明党	4
5	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)	公明党	5
6	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを適用するために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正を求める意見書(案)	市民の広場	6
7	「原発マネー還流」問題の解明と原子力政策の転換を求める意見書(案)	市民の広場	7
8	子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築を求める意見書(案)	文京みらい	8
9	海洋プラスチックごみ削減の実効性ある施策を求める意見書(案)	創	9
10	抗インフルエンザ薬ゾフルーザの慎重な処方を求める意見書(案)	創	10
11	軽減税率の見直しを求める意見書(案)	創	11

2 大臣の公職選挙法違反疑惑と公職選挙法や政治資金規正法違反の疑いもある「桜を見る会」私物化疑惑の真相究明を求める意見書（案）

安倍政権の内閣改造から2か月足らずで、経済産業大臣が政治とお金の問題で辞任に追い込まれたのに続き、今度は法務大臣が、選挙運動員の買収の疑いで辞任しました。どちらも公職選挙法違反であり、事実なら、議員も辞職すべき問題です。安倍首相の任命責任が問われる問題でもあります。

また、「桜を見る会」私物化疑惑も浮上しています。毎年、新宿御苑で行われている「桜を見る会」は、安倍政権になって参加者数・支出額が増え続け、2019年は支出額予算の3倍にもなっています。この会は、各界で「功労・功績のある方」を各府省が推薦するとしながら、自民党議員・閣僚の後援会・支持者が多数招待されていることが明らかになりました。安倍首相の地元・山口県の友田有県議のブログ記事では、後援会女性部7人と同行、ホテルから貸し切りバスで会場に移動などの内容が記されています。「安倍首相の地元後援会のみなさんを多数招待している」「友田県議、後援会女性部はどういう功労が認められたのか」明らかになっていません。友田県議らのブログに「桜を見る会」と併せて安倍首相夫妻を囲んだ前夜祭の盛大なパーティーの様子が紹介されています。「桜を見る会」は参加費無料でアルコールなどをふるまう、政治家が自分のお金でやれば公職選挙法違反となります。こういうことを公的行事と税金を利用して行っていることは重大問題です。

この間の国会での議論で3点の疑惑が明らかになっています。第一は、「桜を見る会」を安倍後援会が私物化し、国民の血税を使って買収していたこと。第二は、1人あたり5千円の会費を取り850人規模で開催した「前夜祭」の収支が、安倍氏の関連政治団体の収支報告書に記載されていないこと。第三は、官邸内の「推薦枠」があったにもかかわらず、また、安倍後援会が招待者の取りまとめを行っていたにもかかわらず「招待者のとりまとめに関与していない」と安倍首相が述べたのは、明らかな虚偽答弁であることです。

よって、文京区議会は2大臣の公職選挙法違反疑惑と、「桜を見る会」私物化疑惑の真相究明を政府と国会に対して、要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

大学入試への民間英語試験と国語と数学の「記述式問題」導入の中止を求める意見書(案)

大学入試への民間英語試験導入をめぐり、萩生田文部科学大臣は教育の機会均等を否定する暴言を放ちました。民間英語試験導入には、家庭の経済力や住む地域で不公平が生まれると、強い批判が出ているのに、文部科学大臣はこうした声を聞かず、「自分の身の丈にあわせて」受験しろと発言しました。お金のない受験生は、その範囲で分相応に我慢しろと言ったのも同然です。この事を受けて2020年度から開始予定だった「英語の民間試験導入」は、延期されましたが、2024年に改めて導入される予定です。経済的状況や居住地域にかかわらず、等しく、安心して受けられる試験になるよう、「英語の民間試験導入」は延期ではなく、中止することを求めます。

また、「国語と数学の記述式問題の導入」も、元教員など合計1万人のアルバイトによる採点が予定されており、採点の公平性を担保できない懸念が出されています。採点を任された民間事業者に、試験を実施する前に大学入試センターから問題と正答例が知らされる仕組みになっていることも判明しましたが、漏えいなどの懸念が指摘されています。併せて、「国語と数学の記述式の問題の導入」及び「民間事業者への採点の委託」も断念することを求めます。

よって文京区議会は、政府と国会に対して民間英語試験と国語と数学の「記述式問題」導入を断念するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

公立学校教員給与特別措置法の改正中止を求める意見書（案）

公立学校教員給与特別措置法（以下「給特法」という。）は、「教員の長時間労働を是正するため」といいますが、文部科学省の調査では、今でも教員は小学校で3割、中学校で6割が過労死ラインに達するほどの異常な長時間労働を強いられています。原因は、学習指導要領の改訂による授業時数の増加、勤務時間内には終わらないほどの過剰な業務量を放置する一方で、必要な教員増をしてこなかったからです。

さらに給特法が、4%の教職調整額の支給と引き換えに、労働基準法第37条の割増賃金の規定を適用除外したことが、時間外勤務を規制する手段を奪い、際限のない長時間勤務の実態を引き起こしてきました。給特法は労働基準法37条を適用し、割増賃金を支払うよう抜本的に改めるべきです。

給特法改正案は、長時間労働を強いる仕組みにはいっさい手を付けず、「1年単位の変形労働時間制」を導入するとしています。制度のねらいは、1年間の平均週労働時間を40時間内にすることを条件に、いわゆる「繁忙期」に1日8時間を超えて働かせることができるようにすることです。平均勤務時間1日11時間を超えるという学期中の労働時間をさらに長くすることになります。

1年単位の変形労働時間制は、1年間という長期間にわたり8時間労働制という原則を崩す、労働者にとっての重大な労働条件の不利益変更です。ですから一般労働者にこの制度を導入する際は、労使協定の締結が前提とされ、厳しい条件が課されています。しかし、公務員である教員には、労使協定さえ結ぶことができず、条例で導入を可能とすることは、労働者としての権利を保護されているといえません。

給特法改正案は、労使協定という労働者保護の仕組みをも教員から奪い、無権利状態におとしめるものであり、容認できません。

よって文京区議会は、政府と国会に対して一年単位の「変形労働時間制」導入を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

台風19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。台風15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となりました。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取組に総力を挙げてきたところですが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められます。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを求めます。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣 宛て

国土交通大臣

環境大臣

内閣官房長官

復興大臣

国家公安委員長

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡しました。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいますが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていません。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところです。

そこで、政府に対し、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
国家公安委員長

宛て

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを適用するために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正を求める意見書（案）

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害ガイドライン」という。）は、災害救助法の適用を受けた自然災害によって被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等の自主的自律的な準法であり、2016年4月から適用が開始されています。自然災害ガイドラインに基づく債務整理は、「債権者の合意を得て債務の減免を受ける」任意整理の一種であり、被災者の生活や事業の再建、被災地の復興・再活性化に資することを目的としており、公的債権も対象になっています。2016年の熊本地震、2018年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、同年7月豪雨等の災害で利用されています。

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金（以下「母子父子寡婦福祉資金」という。）は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に基づき就労や就学等で資金が必要になったとき都道府県等から貸付けを受けられる制度で、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため、併せて児童の福祉を増進することを目的としています。

しかし、現在の「母子父子寡婦福祉法」は第15条（償還の免除）において、貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神的若しくは身体的に著しい障害を受けたため、貸付金を償還できなくなったと認められる時に限り、償還を免除することができるものと定めています。

このため、自然災害ガイドラインに基づき債務の減免を求めても、「母子父子寡婦福祉法」上、貸付けの債務免除は認められません。2018年7月豪雨被災者が法による母子父子寡婦福祉資金の貸付債務について、債権者である地方自治体に、自然災害ガイドラインによる減免を求めましたが、「法令上、償還猶予の制度はあるが減免の制度はない」と自然災害ガイドラインに基づく債務整理の対象とすることを拒否されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、母子父子寡婦資金貸付けについても、自然災害ガイドラインに基づく債務整理によって減免を可能とするよう法の改正を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

「原発マネー還流」問題の解明と原子力政策の転換を求める意見書（案）

高浜原子力発電所が立地する福井県高浜町の元助役から、関西電力の役員ら 20 人が長年にわたり少なくとも 3 億 2 千万円相当に及ぶ金品を受け取っていたことが発覚しました。原発の立地対策として、電力会社が地元へ流した資金が、当の電力会社のトップのもとへ還流されていたこととなります。もとはといえば私たちの税金であり電気料金です。税務当局へ修正申告をして片づく問題ではありません。

報道では「原発を受け入れている自治体で、稼働しなければ、国の『交付金』や電力会社の『寄付金』が入らなくなり、財政難に陥る恐れがある。44 の立地自治体へのアンケート調査から、総額 3 兆円の原発マネーが自治体に支払われてきた」ことが分かり、原発に依存する立地自治体の現状、税金と電気料金で賄われる原発マネーの実態が明らかになっています。

一方、国は原発を、重要な安価で安定的に電気を供給できる発電施設（ベースロード電源）として位置付けています。しかし、3.11 事故から東京電力福島第 1 原発では、やっとなり溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の取り出しで初の接触調査が行われたばかりです。増え続ける汚染処理水も溜まる一方で処分方法も決まっています。廃炉までの道のりは長く、放射性物質の除染では、除染土を一時保管する中間貯蔵施設も決まらないままの状態です。

こうした状況を踏まえ、文京区議会は政府及び国会に対し下記の事項を実行するよう強く求めます。

記

- 1 福井県高浜町での「原発マネー還流」問題を徹底究明すること。さらに他の全国の原発に関連して他の電力会社も同様の事例がないか調査を至急行うこと。
- 2 原発推進政策を転換し電力総需要の抑制や省エネの推進をはかり、代替エネルギーの開発を進めながら、危険性の高い原子炉や古くなって運転寿命に達した炉から順次、廃炉としていくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築を求める意見書(案)

児童福祉法等の改正で「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築」等について、必要な措置を講じるものとされています。

日本が批准する「子どもの権利条約」に照らし、各市区町村が、子どもが自分の意見を表明し、大人に考慮される権利があることを保障できる体制整備に向けて、文京区議会は政府に対し、下記の事項を、強く求めます。

記

- 1 子どもが抱える困りごとや悩み等を相談できる「子どもオンブズマン」のような組織を設置し、子どもの気持ちをくみ取り寄り添い、子どもの権利を支える専門家を配置するための財政的支援を行うこと。
- 2 子ども一人ひとりが「意見を表明する権利を有していること」「嫌なことは嫌だと伝えられること」等を認識できるよう学校、保育所・幼稚園機関等が的確な教育を進められる研修の体制強化と共に、子どもの権利擁護について改めて周知啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣 宛て

厚生労働大臣

内閣官房長官

海洋プラスチックごみ削減の実効性ある施策を求める意見書（案）

今年6月に行われたG20サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が発表され、参加国は国際的に問題となっている海洋プラスチックごみ（廃プラ）を、2050年までにゼロにする目標を共有しました。

国としても「海洋プラスチックごみアクションプラン」の策定や、2020年7月からのレジ袋有料化を決め、少しずつプラスチックごみの削減に向けて方向性を出そうとしています。

しかし、海洋プラスチックごみの削減には、海洋プラスチックの実態を調査し、原因を究明し、その原因となりうる製品の製造や廃棄処理方法を改善することが必要です。

よって、国において、地方公共団体、国民、事業者と一体となって海洋プラスチックごみ削減に向けての取組を進められるよう、下記の事項について早急に推進が図られるよう強く求めます。

記

- 1 自治体が、国が示す「海洋プラスチックごみアクションプラン」を実践するため、海洋プラスチックごみ削減の啓発活動への財政措置を国の責任において行うこと。
- 2 国として海洋プラスチックごみの実態と原因を調査し、EBPMに基づいたプラスチックごみ削減策を具体的に打ち出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

環境大臣

宛て

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

衆議院議長

参議院議長

抗インフルエンザ薬ゾフルーザの慎重な処方を求める意見書(案)

抗インフルエンザ薬ゾフルーザは、5日間の服用が必要なタミフルなどと違い1回の服用で済み、即効性もあり、昨年3月の発売後、半年間のインフルエンザ治療薬の国内シェアは65%に達しました。

しかし、今年に入り、薬が効きにくくなる耐性ウイルスができてきたとの報告が相次ぎました。厚生労働省のまとめでは服用した人の9.6%に耐性ウイルスが発生したことがわかり、昨年10月から今年3月のシェアは39%に落ち込みました。

また、臨床試験での耐性ウイルスの検出率は、12歳未満は23.4%と高く、12歳以上は9.7%となっています。さらに、この耐性ウイルスによるパンデミックも懸念されています。

このような状況を受け、日本感染症学会ではゾフルーザを12歳未満に投与することは慎重にすべきと提言しています。

よって、国において、医療機関におけるゾフルーザの処方を慎重に検討されるよう、下記の事項について早急に取り組みされることを強く求めます。

記

- 1 医療機関における12歳未満へのゾフルーザの慎重な処方の声掛け、啓発を行うこと。
- 2 12歳以上のインフルエンザ患者に対してもゾフルーザの処方については慎重に検討することを医療機関に通達すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

軽減税率の見直しを求める意見書（案）

本年 10 月より消費税率の引き上げが行われ、同時に飲食料品の消費税率を 8%とする軽減税率も導入されました。

しかし、中小企業の経営者でつくる「中小企業家同友会全国協議会」が先月、まとめた報告によると、中小企業の 70%以上が軽減税率の見直しを求めているということがわかりました。

その理由については、税率が複数になり会計が煩雑となり負担が増えたこと等があげられています。

これらの国民の真剣な声を聞き、税のあり方について政府に見直しを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

内閣官房長官 宛て

衆議院議長

参議院議長